給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２１年（再ロ）第２号

千葉県南房総市本織2098番地１
再生債務者　滝川　　進
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年３月30日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年４月27日まで
平成22年４月６日
千葉地方裁判所館山支部破産再生係

平成２１年（再ロ）第１８号

千葉県柏市豊平町１番１号
再生債務者　長谷川新祐
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年３月29日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年５月６日まで
平成22年４月５日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第１００７８号

東京都板橋区双葉町44―２―401
再生債務者　石田　　寛
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年11月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月２日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第１０１５０号

東京都港区芝浦４―13―３―1209
再生債務者　冨永　英里
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年３月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月５日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第４号

広島県三原市本町１丁目８番11号
再生債務者　池田　益巳
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年３月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月６日　広島地方裁判所尾道支部

平成２１年（再ロ）第２２号

兵庫県尼崎市長洲本通２丁目４番７号　アストリアハイツⅠ103号
再生債務者　森本　昌樹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年３月31日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月２日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２１年（再ロ）第１１号

新潟県長岡市赤谷2030番地
再生債務者　中沢　和行
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年４月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月６日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

平成２１年（再ロ）第６号

岐阜県羽島市正木町須賀1861番地２
再生債務者　岸　　貴彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年４月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月６日　岐阜地方裁判所

外務省共済組合定款の一部変更について

外務省共済組合定款（平成13年３月28日制定）の一部を次のように変更する。
平成 22 年４月１日
外務省共済組合代表者
外務大臣臨時代理
国務大臣　平野　博文

第５条第４項中「運営規則」を「外務省共済組合運営規則(以下「運営規則」という。)」に改める。
第17条に次の１項を加える。
３　附加給付の支給に関する手続に関し必要な事項は、運営規則で定める。
第33条第１項の表中「30.00」を「35.99」に、「2.76」を「3.63」に、「60.00」を「71.98」に、「5.52」を「7.26」に改め、同条第２項の表中「30.00」を「35.99」に、「2.76」を「3.63」に改め、同条第３項中「30.00」を「35.99」に、「0.90」を「1.41」に改める。
附則第４条の次に次の１条を加える。
（平成22年４月から平成23年３月までの間の本邦外における出産に係る出産費等の特例に関する経過措置）
第４条の２　平成22年４月１日から平成23年３月31日までの間の第29条の規定の適用については、同条中「415,000円」とあるのは、「475,000円」とする。
附則第６条第２項中「第19条」を「第17条第３項及び第19条」に、「附則第６条第１項第１号」を「同項第１号」に改める。
附　則
１　この変更は、平成22年４月１日から施行する。
２　変更後の第33条第１項から第３項までの規定は、平成22年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

日本郵政共済組合定款の一部変更について

平成 22 年３月 31 日
日本郵政共済組合代表者　齋藤　次郎
日本郵政共済組合定款（平成12年９月29日制定）の一部を次のように変更する。
第17条に次の１項を加える。
２　附加給付の支給に関する手続に関し必要な事項は、運営規則で定める。
第31条第１項の表中「$\frac{1.03}{1,000}$」を「$\frac{0.70}{1,000}$」に、「$\frac{2.06}{1,000}$」を「$\frac{1.40}{1,000}$」に、「$\frac{3.76}{1,000}$」を「$\frac{4.47}{1,000}$」に、「$\frac{7.52}{1,000}$」を「$\frac{8.94}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{1.03}{1,000}$」を「$\frac{0.70}{1,000}$」に、「$\frac{3.76}{1,000}$」を「$\frac{4.47}{1,000}$」に改める。
附則第２条第２項中「第19条」を「第17条第２項及び第19条」に、「附則第２条第１項第１号」を「同項第１号」に、「附則第２条第１項」と読み替える」を「同項」と読み替える」に改める。
附　則
１　この変更は、平成22年４月１日から施行する。
２　変更後の第31条第１項及び第２項の規定は、平成22年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

解散公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
平成二十二年四月十四日
東京都千代田区丸の内二丁目二番一号
（甲）株式会社ＢＣＪ―４
代表取締役　杉本　勇次
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三四番七号
（乙）株式会社ベルシステム24
代表執行役　矢原　史朗